

契 約 条 項

- 1 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を取らなければならない。
- 3 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。
- 6 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 7 乙は、請負業務完了後は、速やかに個人情報の返却、または復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 8 委託業務に関し事故等が発生した場合、乙は、速やかに、その内容を甲に報告する。
- 9 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

甲は文部科学省共済組合本部長、支部長又は所属所長とし、乙は委託を受けた者とする。